

伊豆市監査委員 告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年7月10日

伊豆市監査委員 宮内 知秋

伊豆市監査委員 三田 忠男

記

1. 監査の期日 平成26年6月27日（金）

2. 監査の対象

建設部：上下水道課修善寺地区上水道資器材貯蔵品倉庫

3. 監査の方法

提出された貯蔵品棚卸表に基づき、担当課の説明を受け現地確認を実施した。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、棚卸資産は適正に管理されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

〔建設部〕

(1) 上下水道課

上水道資器材たな卸資産監査については、たな卸資産の受払いが適正に処理されているか否かを念頭に、修善寺地区の芝山台倉庫にて説明聴取並びに、貯蔵品棚卸表に基づき、突合調査を実施した結果、貯蔵品倉庫の保管・管理状況は良好であり、棚卸表と在庫数量に差異はなく、棚卸資産は適正に管理されていると認められます。

なお、今後とも、受入記録、払出記録の整理とともに、毎月末の帳簿棚卸の実施により貯蔵品の管理を行い、現状の保管・管理の状況が維持・継続されるよう望みます。